

相続開始後の相談

相続で起こりやすいトラブルを
事前を知っておきましょう。



遺産の分割でもめそう

相続で一番起こりやすいトラブルは、やはり遺産の分割を巡るもめごとです。例えば今までほとんど付き合いのなかった親族が相続人となった場合や、分割できない不動産を相続する人がいるため遺産の配分が平等に行われないなど、理由はまちまちです。相続税の申告は、死亡してから10ヶ月以内に行うことが必要です。争いが長引くとそれに間に合わず、配偶者控除、小規模宅地の評価減などを受けられなくなり余計な税金を払うことになります。そのような事態にならないようにできる限りアドバイスいたします。ただし、本当に争いになってしまった場合は、弁護士に依頼することになります。



納税の資金が足りない

相続財産に、非上場株式や土地が多くある場合、納税する資金が足りないというケースもあります。その場合にはどのようにしたら納税することができるかを、当事務所でいっしょに考えさせていただきます。例えば自宅以外で売却できる土地はないか、資金に変えられる物品はないか、土地を売る、土地自体を国に物納する、相続税を分割で払っていくなど、方法はさまざまです。依頼者様の納得のいく結論を一緒に探していきましょう。

相続税がどれくらいわからない

相続開始前と同じく、相続開始後にも同じく多い相談です。この場合は被相続人がすでに亡くなっているため、本人からのヒアリングが不可能です。そのためどれくらいの相続財産があるのかを早急に調査する必要があります。財産に土地や不動産がある場合、それにどれくらいの価値があるのか評価、鑑定を行い相続税が決定します。

相続人が誰かわからない

遺言書がない場合は、相続を受ける対象となる人を特定する必要があります。戸籍謄本などから相続人を決定し、相続を受ける意思があるかどうかを確認します。

	自分で解決する場合	税理士に相談した場合
相続税	本やネットで調べた知識だけなので、余計な税金を支払ってしまった。	きちんとした相続申告を行い、相続税を減額できる。
法律問題	正しい手続きをする法律の知識がないので、どうしていいかわからない。	迅速な手続きで、素早く対処ができる。
手間・負担	自分で必要書類の取り寄せ、作成を行うため、調べるのに時間や手間がかかった。	手続きを代行したり、知識に基づきアドバイスができるので、負担が減る。
期限	相続申告に期間があるのを知らず、延納金を払うことになってしまった。	期限に合わせて計画を立て、期間内に申告を終わる。
トラブル	親族間での争いの解決の糸口が見いだせず、相続後も悪化した関係を修復できなかった。	第3者に入ってもらうことで、打開策が見つかりトラブルを防止、解決できる。
精神的負担	人間関係や書類作成など、精神的な負担が多かった。	事務的なことはもちろん、悩んでいることも相談できて安心。

Taira
Tax&Accounting
Consulting
Group

相続支援センター

税理士法人 早川・平会計

ACCESS

所在地／〒101-0048
東京都千代田区神田司町2-10
安和司町ビル2階

tel／03-3254-2171

fax／03-3254-2174